

置県 140 年記念 第 7 回「美しい宮崎づくり」のつどいの運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

置県 140 年記念 第 7 回「美しい宮崎づくり」のつどいの運営等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 12 月 14 日まで

3 イベント概要

- (1) 催事名 置県 140 年記念 第 7 回「美しい宮崎づくり」のつどい
- (2) 日 時 令和 5 年 11 月 14 日 (火) 午後 2 時から午後 4 時 30 分～5 時まで (開場午後 1 時 30 分)
- (3) 会 場 宮崎市橘通西一丁目 1 番 2 号 宮崎市民プラザ オルブライトホール
- (4) 主 催 宮崎県
- (5) 内 容 ① 美しい宮崎づくり大賞の表彰式 (午後 2 時から午後 2 時 20 分)
② 受賞団体 (者) による事例発表 (70 分)
③ 講演会
④ 提案するイベント
- (6) 定 員 300 名
- (7) その他 入場無料

4 委託業務の内容

上記 3 を開催するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 運営管理
 - ① 当日の運営に係る施設管理者との打合せ
 - ② 参加者の募集、申込受付、管理、連絡
 - ・申込受付方法は、メール、FAX 及び電話を必須とし、その他の受付方法は、受託者の提案による。
 - ・当日受付用の参加者名簿を作成する。
 - ・参加者情報を適切に管理する。
 - ・必要な場合は、参加者への連絡を適宜行う。
 - ③ 司会及び講師の確保 (選定及び依頼)、謝礼の支払い
 - ・講師の選定は、県と受託者が協議の上決定する。
 - ・講師候補への依頼や必要な連絡調整を行う。
 - ④ 表彰式等に関する受賞者への事前説明
 - イベント当日に受賞者に対して登壇、表彰状授与及び事例発表の流れ等の説明を行う。

⑤ イベント当日の運営

イベントが円滑に進行されるよう、適切な人員配置を行い、下記業務を実施する。

ア 会場等への誘導

観客を会場へ誘導するほか、受賞者及び講師を控え室へ案内する。

イ プログラム内容に合わせたステージレイアウトの配置換え

演台、椅子及びマイク等のステージ上の備品の配置換えやセッティングを行う。

ウ その他、上記ア～イ以外に必要な業務

⑥ 必要な人員や備品等の手配

検温器、アルコール消毒は受託者にて手配する。

⑦ アンケートの集計

アンケート内容については県が作成する。

⑧ 施設への備品使用料の支払い

会場使用料については県が支払う。

⑨ イベントに関する問合せへの対応

応募方法やイベント内容等に関する県民等からの問合せに対し適切に対応する。

(2) 会場設営

① 会場の設営

イベントホール、受付、知事控室及び受賞団体控え室の設営を行う。

② 横断幕、懸垂幕及びステージ上の装飾、花台又は装花の手配等

③ イベント終了後の片付け、原状復帰

原状復帰にあたっては、施設管理者の指示に従う。

④ その他、上記①～③以外に必要な業務

(3) 広報

① チラシ制作及び配布

チラシの制作及び配布を行う。

- ・ 配布箇所 県内 90 箇所
- ・ 部 数 印刷部数は 1,000 部以上
- ・ 仕 様 A4 両面（表はカラー、裏はモノクロでも可）
- ・ 配布箇所等については、下記のとおり。

送付先	箇所(箇所)
道の駅	18
市町村図書館	16
市町村	26
観光協会	19
関係団体	10
県(当室)	1
合計	90

② その他、提案による広報等

(4) 留意事項

提案による項目については、必須ではないものとする。

5 スケジュール

令和5年

9月下旬 講師及び司会者の選定、依頼、チラシ制作

10月上旬 開催案内、参加者募集

10月中旬 施設管理者との打ち合わせ、講演会資料準備、懸垂幕等の手配、参加者とりまとめ

11月14日 置県140年記念 第7回「美しい宮崎づくり」のつどいの開催

12月14日まで 成果報告書提出

6 業務の成果報告

業務が完了したときは、直ちに下記に掲げる成果品及び報告書を県へ提出する。

- (1) イベントの開催状況（写真を添付すること）
- (2) アンケートの集計結果
- (3) その他業務の実施状況

7 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、県との調整の中で業務内容の変更等があり得る。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて受託者と協議の上、対応することとする。
- (3) 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、県に帰属する。
- (4) 業務の遂行にあたり発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。また、事故等により発生した損害は受託者が処理するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上決定する。